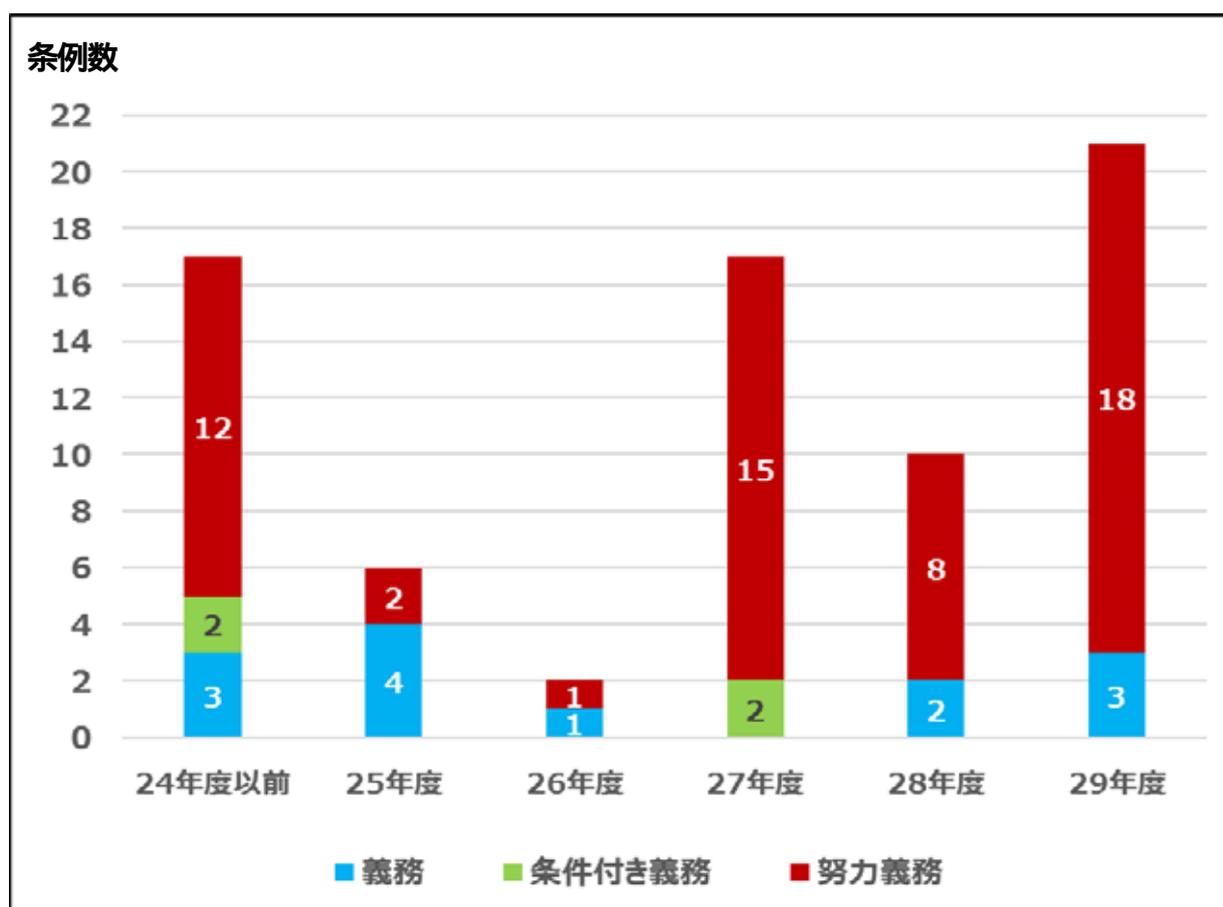


障害者差別の解消に関する条例の趨勢について  
(制定時期と事業者による「合理的配慮」の位置付けとの関係)

令和元年 6 月



条例の公布日を基準としている。

本資料は、「障害者差別の解消に関する地方公共団体への調査結果」(障害者政策委員会(第43回)資料1)を基に、事務局で個別に確認を行い、その結果を把握可能な範囲内で整理したものであり、新たに悉皆で調査を実施したのではない。